

NPO（ボランティア・市民活動団体等）からの

協働事業提案公開選考審査会設置要綱

平成17年7月20日制定

（設置）

第1条 NPO（ボランティア・市民活動団体等）からの協働事業提案募集に応募のあった提案内容を別紙コンペ選定要領により審査し、「新しい時代の公」として多様な主体で担う「市民発の仕組み」にふさわしい事案の選考及び事業構築までのサポートを行うことを目的とした選考審査会を設置します。

（名称）

第2条 この選考審査会は、「NPO（ボランティア・市民活動団体等）からの協働事業提案公開選考審査会」（以下「選考審査会」と称します。

（構成委員と委嘱期間）

第3条 選考審査会は、三重県が委嘱した審査委員（市民3名、学識経験者1名、行政職員3名）で構成します。

なお、審査委員の互選により1名を委員長とし、1名を副委員長とします。

- 2 構成員がやむを得ず辞めるときは、選考審査会で適任と認める人を後任と決定します。
- 3 委嘱期間満了は平成17年度末としますが、事業構築までサポート委員としてかかわるため提案内容が複数年にわたって検討される場合は委嘱期間を延長します。
- 4 選考審査会の事務局は、三重県生活部NPO室に設置します。

（委員長等の職務）

第4条 委員長は、この選考審査会を統括し、議事を進行します。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理します。

（選考審査会の権能）

第5条 選考審査会は、次の権能を有するものとします。

- 1 NPOから提出された「協働事業提案」に対する審査・選考
- 2 第1号に定める審査の方法、審査基準の検討
- 3 NPOと県で構成する検討会の諸活動のサポート
- 4 NPOと県で構成する検討会の活動結果の評価
- 5 その他「NPOからの協働事業提案」に関し必要な事項

（市民審査委員）

第6条 選考審査会の市民審査委員は、公募を行い、選考により決定するものとします。

(報償費など)

第7条 選考審査会の行政職員以外の委員が審査などの業務を行う場合には、報償費と三重県の旅費規程に基づく旅費を支弁します。

(その他)

第8条 選考審査会にかかる事項で定めのない事項については、NPO室で定めるものとします。

附則

1 この要綱は、平成17年 月 日から施行します。